法附則第十四条の三第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の三第五項に規定する各被用者保険等保険者に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあっては、当該各特定健康保険組合に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額	
算定政令附則第三条第一項第一号に掲げる額	
算定政令附則第三条第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第三条第二項に規定する調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第三条第三項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第三条第四項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率	

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例）

第十八条　平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における、市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定について、第二十三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にある」とあるのは、「該当する」とする。

（平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第十八条の二　平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　平成二十九年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

（削る）

（削る）